

奨学生募集及び奨学金貸付事務について



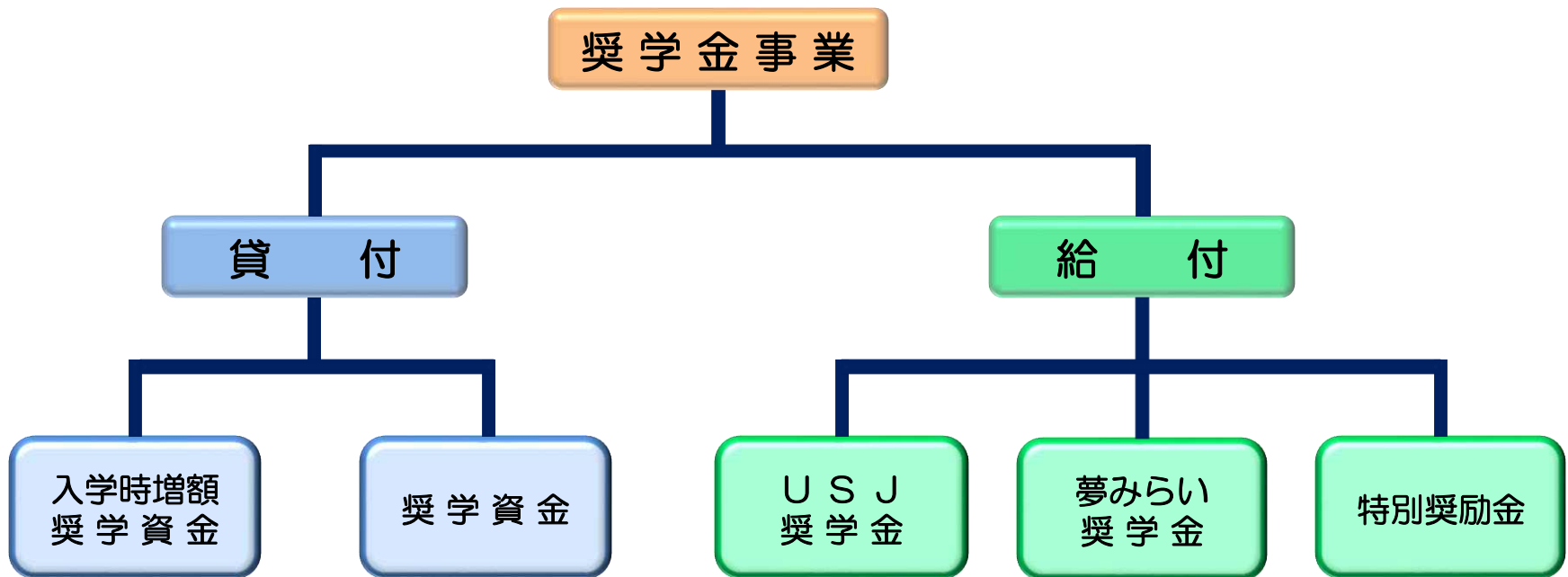
公益財団法人 大阪府育英会

令和 7年 4月

■ 大阪府育英会について	1
■ 事業の概要	2
■ 年間スケジュール	3
■ 令和7年度の変更点について	4
■ 奨学金貸付の概要	5 ~ 15
■ 予約募集	16 ~ 20
■ 在学募集	21 ~ 40
■ その他の募集	41
■ 貸付中の手続きについて	
1. 異動の手続きについて	42 ・ 43
2. 資格確認事務について	44 ~ 46
3. 貸付年額決定にかかかかる事務について	47
■ 貸付終了後の手続きについて	
1. 卒業するとき	48 ・ 49
2. 卒業以外るとき	50
■ 給付型奨学金の概要	
1. 大阪府育英会U S J 奨学金	51
2. 大阪府育英会夢みらい奨学金	52
3. 大阪府育英会特別奨励金	53

事業目的

大阪府内に住所を有する者の保護する学生・生徒で、向学心に富みながら経済的理由により修学困難な者に、奨学金の貸付その他奨学上必要と認める事業等を行うことにより、教育の機会均等に寄与するとともに、次代の社会を担う有用な人材の育成に資することを目的とし、この目的を達成するために奨学金の貸付・給付を行っています。



奨学金貸付事業

～ 無利子の貸付です ～

2種類の貸付があります。

入学時増額奨学資金

高校等（中等教育学校の後期課程を除く）への入学時に必要な経費の支払いに充てるため、
入学前 に貸付する学資

奨学資金

高校等の授業料及びその他修学に必要な経費の支払いに充てるため、
在学中 に貸付する学資

奨学金給付事業

夢みらい奨学金

府民の皆さま等からの寄附金を活用した奨学金給付事業です。

U S J 奨学金

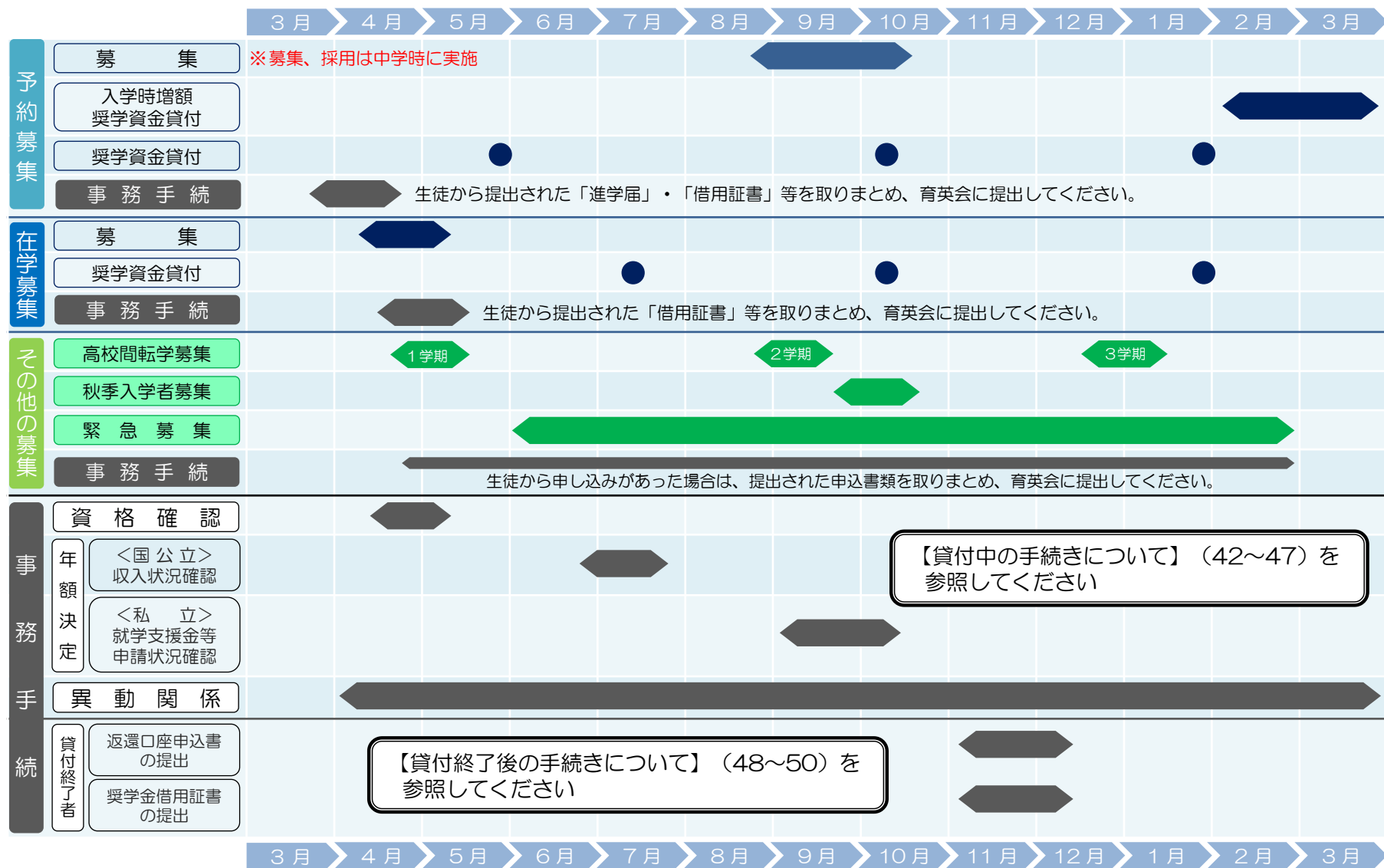
合同会社ユー・エス・ジェイからの寄附金を活用した奨学金給付事業です。

特別奨励金

児童養護施設等に入所している、又は里親等に養育されている高校等在学生の修学を支援することを目的としたものです。

年間スケジュール

※ **事務手続** の箇所は、学校で行っていただく事務内容です。



令和7年度の変更点について

◎ 国の就学支援金制度の拡充による一部奨学生の貸付限度額の変更（令和7年4月～）

令和7年度より、国の就学支援金制度の拡充により、公立・私立 を問わず、年間11万8800円の就学支援金に関する所得制限を撤廃されることになります。

これにより、現在在学中の一部奨学生に貸付限度額の変更が生じる場合があります。制度拡充による貸付限度額の詳細については、資料10～14ページをご覧ください。

◎ 在学募集一部様式の変更（令和7年4月～）

在学募集に係る、奨学生申込書、奨学資金借用証書にご記入いただく、希望する借入金額等の記入欄の様式を変更しております。

詳細は、資料36～39ページをご覧ください。

申込資格

(1) 学校教育法による次の学校へ進学を希望する者又は在学する者

- ・高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校
- ・専修学校の高等課程（ただし修業年限1年以上の学科）

注）中等教育学校の後期課程は、「入学時増額奨学資金」の貸付対象外です。

(2) 保護者（父母等）が大阪府内に住所を有すること

保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は、生徒の生計を支え、かつ学資を負担する者をいいます。

保護者が外国籍の方の申込みについては、次の在留資格が必要となります。

【在留資格】・永住者 ・日本人の配偶者等 ・永住者の配偶者等 ・定住者(※)

(※) 定住者については、将来日本に永住する意思のない方は、申込資格がありません。

永住の意思確認のため、当会所定の『誓約書』の提出が必要となります。

該当者がいる場合は、当会までご連絡ください。

※保護者について

民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。
生徒が成年年齢に達している場合は、「保護者」を「成年年齢に達する日以前の
日において生徒の保護者であったもの」と読み替えてください。

申込資格

(3) 以下の算式により算出された所得判定額（保護者合算）が次のとおりであること

【算式】 市町村民税の課税標準額 × 6 % - 市町村民税の調整控除の額 = 所得判定額

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額

※早生まれにより扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒よりも1年遅くなる者の場合は、保護者のうちどちらか一方は「(課税標準額 - 33万円) × 6 % - 市町村民税の調整控除額」で計算します。(生徒本人が平成20(2008)年1月2日～4月1日生まれで、保護者のうちどちら一方に扶養されている者が該当します。)

奨 学 金 区 分	学 校 区 分	所 得 判 定 額	年 収 め や す (※)
入学時増額奨学資金	国公立・私立とも	251,100 円未満	800 万円未満
奨 学 資 金	国 公 立	251,100 円未満	800 万円未満
	私 立	347,100 円未満	1,000 万円未満

(※) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

※ 所得判定額の算出は、当会でおこないます。

学校担当者様におかれましては、収入証明（募集時に指定している年度の証明）が提出されているかのご確認をお願いいたします。

「課税標準額」、「調整控除」について

● 課税標準額

住民税の計算の基礎となる金額です。具体的には、総合課税分の総所得金額、分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、分離課税の上場株式等の配当所得、株式等の譲渡所得、先物取引に係る雑所得等、山林所得及び退職所得の金額から、所得控除金額を差し引き、千円未満を切り捨てた額が該当します。特別徴収税額決定通知書や課税証明書においては、「課税標準額」、「課税総所得金額」等と記載されています。

● 調整控除

平成19年度に実施された国から地方への税源移譲に伴う所得割額の税率変更によって、所得税と個人市(町村)民税・府民税の人的控除額に差があることから、変更後の税率をそのまま適用すると、個人市(町村)民税・府民税を合わせた税額が増加する場合があります。

そのため、人的控除額の差額の合計額に応じて、所得割額から税額を差し引くことにより税負担が増加しないように調整するものです。

調整控除額の計算方法

- ・ **合計課税所得金額** (注1) が **200万円以下** の方 (注2)
次の1または2のいずれか少ない金額 × 5% (市民税3%・府民税2%)
 - 1 人的控除額の差額の合計額
 - 2 個人市・府民税の合計課税所得金額
- ・ **合計課税所得金額** (注1) が **200万円超** の方 (注3) (注2)
 $\{ \text{人的控除額の差額の合計額} - (\text{合計課税所得金額} - 200\text{万円}) \} \times 5\%$ (市民税3%・府民税2%)

(注1) 合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額です。

(注2) 政令指定都市の大阪市・堺市の場合は、市民税4%・府民税1%の内訳となります。

(注3) { } 内の額が50,000円未満の場合は、50,000円として計算します。

※ 政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」で課税標準額などを確認することができます。
(利用にあたっては、マイナンバーカードが必要です。)

貸付限度額

入学時増額奨学資金

進 学 先	貸付限度額	
	全日制・定時制	通信制
国 公 立	1 0 万円	1 0 万円
私 立	3 7 万円	2 7 万円
私 立(ICT関連費用負担なし)	3 0 万円	2 0 万円

※私立の場合、タブレット等ICT関連費用負担の有無により貸付限度額が異なります。

貸付限度額

奨学資金

所得判定額	年収めやす (※1)	貸付限度額 (年額)	貸付対象区分
251,100 円未満	800 万円未満	$\text{授業料実質負担額 (※2)} + \text{その他教育費 10 万円}$ (授業料実質負担額(※2)が無償となる場合、限度額は10万円です。)	国公立・私立とも可
251,100 円以上 347,100 円未満	800 万円以上 1,000 万円未満	授業料実質負担額 (※2) (注) 24 万円を上限 (※3)	私立のみ可

- (※1) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。
- (※2) 授業料実質負担額とは、学校の授業料年額から国の就学支援金、大阪府私立高等学校等授業料支援補助金、学校独自の減免額等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。
- (※3) 府内の私立高校等に進学する生徒本人を含めて2人以上の子どもを扶養する世帯で、所得判定額（保護者合算）が251,100円以上304,200円未満（年収めやす800万円以上910万円未満）に該当し大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、奨学資金の貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となります。ただし、2・3年生については大阪府の授業料無償化制度の拡充により内容が異なります。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に在学の場合の貸付限度額

・生徒本人のみ1人の子どもを扶養する世帯

【全日制1年生・授業料 60万円の場合】

貸 付 限 度 額	授業料実質負担額 + 10 万円		授業料実質負担額 < 上限 24 万円 >	
所 得 判 定 額 (保護者合算額)	- 生活保護 - 非課税 154,500 円未満	154,500 円以上 251,100 円未満	251,100 円以上 304,200 円未満	304,200 円以上 347,100 円未満
年収めやす (*)	590 万円未満	590 万円以上 800 万円未満	800 万円以上 910 万円未満	910 万円以上 1,000 万円未満
授 業 料	600,000 円	600,000 円	600,000 円	600,000 円
国の就学支援金 (A)	▲ 396,000 円	▲ 118,800 円	▲ 118,800 円	▲ 118,800 円
府の授業料支援補助金 (B)	▲ 204,000 円	▲ 281,200 円	0 円	0 円
支援金・支援補助金合計 (A + B)	▲ 600,000 円	▲ 400,000 円	▲ 118,800 円	▲ 118,800 円
保護者の負担額 (授業料実質負担額)	0 円	200,000 円	481,200 円	481,200 円
奨学資金貸付限度額	100,000 円	300,000 円	240,000 円	
入学時増額奨学資金 申込の可否	可 (○)		不 可 (×)	

(*) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に在学の場合の貸付限度額

・生徒本人を含めて2人の子どもを扶養する世帯 (※1)

【全日制1年生・授業料 60万円の場合】

貸付限度額	授業料実質負担額 + 10万円		授業料実質負担額 < 上限 24万円 >	
所得判定額 (保護者合算額)	・生活保護 ・非課税 ・154,500円未満	154,500円以上 251,100円未満	251,100円以上 304,200円未満	304,200円以上 347,100円未満
年収めやす (*)	590万円未満	590万円以上 800万円未満	800万円以上 910万円未満	910万円以上 1,000万円未満
授業料	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円
国の就学支援金 (A)	▲ 396,000円	▲ 118,800円	▲ 118,800円	▲ 118,800円
府の授業料支援補助金 (B)	▲ 204,000円	▲ 381,200円	▲ 181,200円	0円
支援金・支援補助金合計 (A + B)	▲ 600,000円	▲ 500,000円	▲ 300,000円	▲ 118,800円
保護者の負担額 (授業料実質負担額)	0円	100,000円	300,000円	481,200円
奨学資金貸付限度額	100,000円	200,000円	<u>100,000円</u> (※2)	240,000円
入学時増額奨学資金 申込の可否	可 (○)		不 可 (×)	

(*) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

(※1) 年度末年齢が19歳（高校生は除く）以上の場合は、大学等において教育を受けている学生に限ります。

なお、大学等の進学をめざすいわゆる浪人生についても、高校卒業後1年間は人数に含めます。

(※2) 府内の私立高校等に進学する生徒本人を含めて2人以上の子どもを扶養する世帯で、所得判定額（保護者合算）が251,100円以上304,200円未満（年収めやす800万円以上910万円未満）に該当し大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、奨学資金の貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となります。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に在学の場合の貸付限度額

・生徒本人を含めて3人以上の子どもを扶養する世帯（※1）

【全日制1年生・授業料60万円の場合】

貸付限度額	授業料実質負担額 + 10万円		授業料実質負担額 < 上限24万円 >	
所得判定額 （保護者合算額）	・生活保護 ・非課税 ・154,500円未満	154,500円以上 251,100円未満	251,100円以上 304,200円未満	304,200円以上 347,100円未満
年収めやす（*）	590万円未満	590万円以上 800万円未満	800万円以上 910万円未満	910万円以上 1,000万円未満
授業料	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円
国の就学支援金 （A）	▲ 396,000円	▲ 118,800円	▲ 118,800円	▲ 118,800円
府の授業料支援補助金 （B）	▲ 204,000円	▲ 481,200円	▲ 381,200円	0円
支援金・支援補助金合計 （A + B）	▲ 600,000円	▲ 600,000円	▲ 500,000円	▲ 118,800円
保護者の負担額 （授業料実質負担額）	0円	0円	100,000円	481,200円
奨学資金貸付限度額	100,000円	100,000円	貸付対象外 （※2）	240,000円
入学時増額奨学資金 申込の可否	可（○）		不可（×）	

（*）年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

（※1）年度末年齢が19歳（高校生は除く）以上の場合は、大学等において教育を受けている学生に限ります。

なお、大学等の進学をめざすいわゆる浪人生についても、高校卒業後1年間は人数に含めます。

（※2）府内の私立高校等に進学する生徒本人を含めて2人以上の子どもを扶養する世帯で、所得判定額（保護者合算）が251,100円以上304,200円未満（年収めやす800万円以上910万円未満）に該当し大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、奨学資金の貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となります。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に在学の場合の貸付限度額

【全日制2・3年生・授業料 63万円の場合】

貸 付 限 度 額	授業料実質負担額 + 10 万円		授業料実質負担額 < 上限 24 万円 >	
所 得 判 定 額 (保護者合算額)	- 生活保護 - 非課税 154,500 円未満	154,500 円以上 251,100 円未満	251,100 円以上 304,200 円未満	304,200 円以上 347,100 円未満
年収めやす (*)	590 万円未満	590 万円以上 800 万円未満	800 万円以上 910 万円未満	910 万円以上 1,000 万円未満
授 業 料	630,000 円	630,000 円	630,000 円	630,000 円
国の就学支援金 (A)	▲ 396,000 円	▲ 118,800 円	▲ 118,800 円	▲ 118,800 円
府の授業料支援補助金 (B)	▲ 234,000 円	▲ 511,200 円	▲ 511,200 円	▲ 511,200 円
支援金・支援補助金合計 (A + B)	▲ 630,000 円	▲ 630,000 円	▲ 630,000 円	▲ 630,000 円
保護者の負担額 (授業料実質負担額)	0 円	0 円	0 円	0 円
奨学資金貸付限度額	100,000 円	100,000 円	貸付対象外 (※1)	
入学時増額奨学資金 申込の可否	可 (○)		不 可 (×)	

(*) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

(※1) 授業料実質負担額が0円のため、貸付対象外。

授業料が63万円を超える学校の場合、その超えた額は保護者負担となります。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校以外の学校に在学の場合の貸付限度額

【全日制・授業料 45万円の場合】

貸 付 限 度 額	授業料実質負担額 + 10 万円		授業料実質負担額 < 上限 24 万円 >	
所 得 判 定 額 (保護者合算額)	- 生活保護 - 非課税 154,500 円未満	154,500 円以上 251,100 円未満	251,100 円以上 304,200 円未満	304,200 円以上 347,100 円未満
年収めやす (*)	590 万円未満	590 万円以上 800 万円未満	800 万円以上 910 万円未満	910 万円以上 1,000 万円未満
授 業 料	450,000 円	450,000 円	450,000 円	450,000 円
国の就学支援金 (A)	▲ 396,000 円	▲ 118,800 円	▲ 118,800 円	▲ 118,800 円
府の授業料支援補助金 (B) <u>(※対象外)</u>	—	—	—	—
支援金・支援補助金合計 (A + B)	▲ 396,000 円	▲ 118,800 円	▲ 118,800 円	▲ 118,800 円
保護者の負担額 (授業料実質負担額)	54,000 円	331,200 円	331,200 円	331,200 円
奨学資金貸付限度額	154,000 円	432,000 円 (※1)	240,000 円	
入学時増額奨学資金 申込の可否	可 (○)		不 可 (×)	

(*) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

(※1) 貸付限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げます。

募集の種類及び募集時期

予約募集 — 入学時増額奨学資金・奨学資金 —

- ・募集時期：中学3年生の秋頃（9月上旬～10月上旬） ※ 中学校を通じて募集

在学募集 — 奨学資金のみ —

- ・募集時期：高校在学中の春（4月中旬～5月上旬） ※ 高校等を通じて募集

その他以下の募集があります ※ 以下はすべて高校等を通じて募集

高校間転学にかかる募集 — 入学時増額奨学資金・奨学資金 —

- ・募集時期
 - 1学期：4月中旬～5月上旬
 - 2学期：9月初旬～9月中旬
 - 3学期：12月中旬～1月中旬

秋季入学にかかる募集 — 入学時増額奨学資金・奨学資金 —

- ・募集時期 9月中下旬～10月中旬

緊急募集 — 奨学資金のみ —

- ・募集時期 6月から翌年2月までの随時

予約募集とは

高等学校等へ進学を希望する生徒で、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な方が、「進学前」に在学する中学校を通じて奨学金貸付の予約をする制度です。

～ 予約募集の主な流れ～

申込み

申込みから『借入れ手続書類』の交付までは、中学校を通じて行います。



入学時増額奨学資金貸付

入学時増額奨学資金の『借入れ手続き書類』の提出先は、**大阪府育英会**です。



奨学資金貸付

奨学資金の『借入れ手続き書類』の提出先は、**進学先の高校等**です。
提出書類を取りまとめていただき、期限までに育英会へ提出してください。



※ 毎年2月中旬頃に事務手続きについてのご案内をさせていただきます。

提出された書類（『進学届』、『奨学資金借用証書（連帯保証人の印鑑登録証明書添付）』）を『…記入等の確認事項について』を参照のうえ点検をお願いします。

- ・記入等の確認事項について

The diagram illustrates the proposed system architecture, showing the interaction between various components. The central 'System' block is connected to a 'User Interface' on the left, which manages 'Data Management' and 'System Configuration'. On the right, the system is monitored, maintained, and secured. The 'Legend' section at the bottom left defines the symbols used in the diagram.

事務手続

2. 書類の提出

生徒から提出された書類を『大阪府育英会奨学生入学（進学届提出者）確認一覧表』とともに育英会に提出してください。



※ 提出期限：令和7年4月24日（木）

『・・・・確認一覧表』は、当会ホームページからダウンロード可能です。（エクセル形式）
パソコンで作成されるなどの場合にご利用ください。

提出書類に不備がある場合や提出書類の不足がある場合などの際は、
補正等の依頼連絡をさせていただきます。
お忙しい中、お手数をおかけしますが、ご協力のほどお願い申し上げます。

事務手続

3. 『奨学生採用通知書 兼 奨学生原票』の交付

5月20日に『奨学生採用決定通知書』と『奨学生採用通知書 兼 奨学生原票』を送付します。

『奨学生採用通知書 兼 奨学生原票』を生徒に交付してください。

なお、『奨学生原票』は、学校保管用です。必要事項記入後、学校に提出させてください。

書類見本

すべての募集で共通の様式です。

- ・大阪府育英会奨学生採用決定通知書

- ・奨学生採用通知書
- ・大阪府育英会奨学生原票（学校保管用）

生徒渡し ← → 学校保管

ミシン目

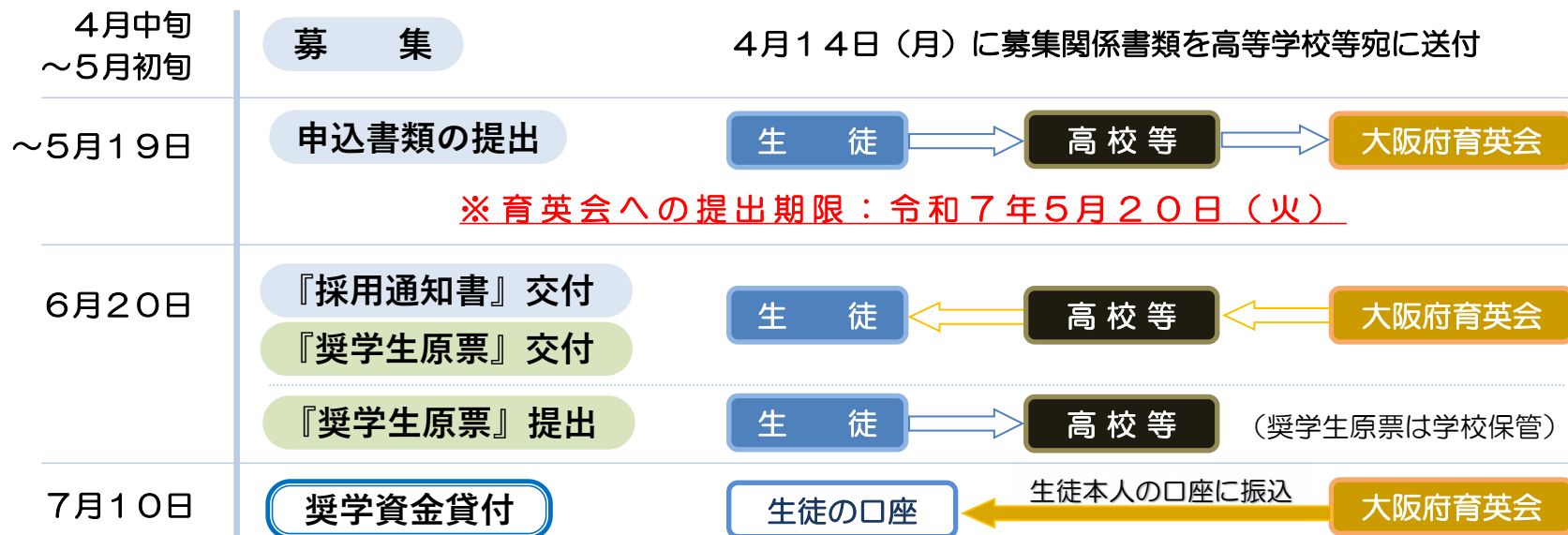
在学募集とは

高等学校等に在学し、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒に学資を貸付し、修学を支援する制度です。

（予約募集で申込みをし、奨学資金の貸付を受ける予定の方、また、すでに奨学資金の貸付を受けている方は、対象ではありません。）

～在学募集の主な流れ～

手続きは、すべて生徒が在学する 高等学校等 を通じて行います。
提出書類を取りまとめていただき、期限までに育英会へ提出してください。



事務手続

募集関係書類と併せて送付する『奨学生募集事務取扱要領』に基づき事務手続きをお願いします。

1. ポスターの掲示

ポスター『奨学生募集のお知らせ』を、学校内の周知に適切な場所へ掲示してください。



事務手続

2. 申込書の配布

申込希望者に『奨学生申込みのしおり（申込書）』を配布してください。



<セット内容>

- ・奨学生申込みのしおり
- ・奨学生申込書
- ・奨学資金借用証書
- ・高等教育の修学支援の概要（※該当する学校のみセット）

※『申込みのしおり』が不足した場合は、当会にご連絡ください。追加送付いたします。

4 申込手続書

① 奨学生申込書

② 奨学資金借用証書の記入欄

③ 奨学資金借用証書の提出期限

提出期限 学校が指定する期日（期限厳守）

提出先 在学する高等学校等

しおりの2ページ目に学校への提出期限を記入する箇所がありますので、生徒に記入させるなどしてください。なお、育英会への提出期限は、5月20日（火）です。期限必着でお願いします。

事務手続

3. 提出書類の点検

生徒から提出された書類の点検をお願いします。

- | | |
|-----------------|-------------------------------------|
| ① 奨学生申込書 | ⑤ その他の書類
(「ひとり親家庭医療証」のコピーや事情書など) |
| ② 保護者の収入に関する証明書 | ⑥ 奨学資金借用証書
(連帯保証人の印鑑登録証明書添付) |
| ③ 生徒本人及び保護者の住民票 | |
| ④ 生徒本人名義の通帳のコピー | |

① 奨学生申込書

記入例

を参照のうえ、記入漏れや記入間違いがないか確認をお願いします。

The image displays several examples of the Scholarship Application Form (奨学生申込書) and a 'School Usage' (学校使用権) stamp. The forms are shown in various orientations and colors (green, blue, white). A black arrow points from a box on the left form to a '学校使用権' (School Usage) stamp. To the right of the stamp, text reads '採番等にご利用ください' (Please use for selection numbers, etc.).

② 保護者の収入に関する証明書

申込書 ☒ 票に次のいずれかがホチキス留めされているか、確認をお願いします。

※ 令和6年度（直近）のもので、保護者全員分 ※

但し、1～3の証明書において扶養親族該当区分の控除対象配偶者欄に次の記号等が記載されている場合は、配偶者の証明書は不要です。 ～「*」・「★」・「1」・「有」～
(配偶者控除ではなく、配偶者特別控除の対象の場合は、配偶者の証明書が必要となります。)

保護者の職業形態		申込に必要な書類
1	給与収入の方 (サラリーマンなど)	・ <u>令和6年度 給与所得等にかかる市(町村)民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)</u> * 昨年5月下旬から6月上旬に、勤務先から交付されたものです。非課税の方についても、交付されています。
2	給与収入以外の方 (自営業者など)	・ <u>令和6年度 市(町村)民税・府民税納税通知書兼税額決定(充当)通知書</u> * 昨年6月に市町村の税務担当課から送付されたものです。お住まいの地域により、非課税の方には送付されていない場合があります。
3	・ 上の1及び2の証明書が提出できない人 ・ 住民税が非課税等の人	・ <u>令和6年度 市(町村)民税・府民税課税証明書</u> * 市区町村の窓口で交付をうけてください。(市区町村により証明書の名称が異なります。)
4	生活保護世帯の人	・ <u>生活保護受給(適用)証明書</u> (当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたもの) * 住所地の市区町村福祉事務所等で交付を受けてください。 注) 証明書には、生徒氏名及び保護者(父母等)氏名の記載が必要です。

※ 源泉徴収票、確定申告書、非課税通知書等は、証明書として使用できません。
※ 上記1、2の両方の収入がある方は、両方の証明書が必要です。

② 保護者の収入に関する証明書

次の事情に該当する場合は、収入に関する証明書に加えて次の書類が必要です。

事 情 内 容	必 要 書 類
■ ひとり親家庭の場合 収入に関する証明書でひとり親が確認できない場合 (本人該当区分の寡婦・ひとり親欄に＊印や★印等が表示されていない場合)	・『ひとり親家庭医療証』のコピー 又は ・続柄を表示した世帯全員の住民票の原本
■ 海外勤務などで、住民税が非課税の場合	・令和5年中の給与支払証明書（育英会所定の様式）
■ 失職・転職、 その他著しく収入が減少した場合 (コロナウイルス感染症の影響による収入の変動も含む)	・経緯を記した『事情書』に加え、下記の該当する証明書類を提出してください。
① 失職・解雇 等	雇用保険受給資格者証 又は 離職票等のコピー
② 転職・就職・勤務先等の業績悪化等	【会社員等】収入証明書（会社発行）又は 給与明細のコピー等 【自営業等】確定申告書（控）コピー 又は収入と経費が分かる書類等

② 保護者の収入に関する証明書

特別な事情がある場合の収入に関する証明書について、前ページに示した書類以外に、必要に応じ追加書類を求める場合があります。

他の事情等、詳細については大阪府育英会のホームページも併せてご覧ください。

毎年、ひとり親家庭（母子・父子世帯）の提出書類不備が多く見られます！

ひとり親家庭の場合は、『収入に関する証明書』の「寡婦・ひとり親」欄に記号があるか（次ページ以降参照）、ない場合は『ひとり親家庭医療証』のコピー、又は『続柄が表示されている世帯全員の住民票の原本』の提出が必要です。

『収入に関する証明書』の「寡婦・ひとり親」欄

2. 給与収入以外の方（自営業者など）

- ・ 納税通知書兼税額（充当）通知書（見本） [大阪市の例]

（その1）

ここに「*」印や「★」印等があれば、「ひとり親家庭」です。

扶養親族等該当区分										本人該当区分				
同一生計配偶者	一般控配	老人控配	特定扶養	同居老親等扶養	老人扶養	16歳未満	一般扶養	同居特別障がい	特別障がい	普通障がい	普通障がい	寡婦	ひとり親	勤労学生

該当する区分欄に*または人数を記載しています。

『収入に関する証明書』の「寡婦・ひとり親」欄

3. 前記1及び2の証明書が提出できない方、住民税が非課税の方

・市民税・府民税証明書（見本）〔大阪市の例〕

ここに「*」印や「○」印等があれば、「ひとり親家庭」です。

市区町村により表示方法が異なります。
『所得控除の内訳』欄に「寡婦」などの文言と併せて金額（260,000円など）が表示されている場合などがあります。

③ 生徒本人及び保護者の住民票

以下の点の確認をお願いします。

「ひとり親家庭」の証明書類を兼ねている場合は、続柄表示がある世帯全員の住民票が必要です。

保護者が外国籍の方の場合、「在留資格」の表示が必要です。

但し、「在留カード」又は「特別永住者証明書（カード）」のコピーが添付されている場合は、非表示でも結構です。

なお、申込資格がある在留資格は以下のみとなります。

- ・永住者
- ・日本人の配偶者等
- ・永住者の配偶者等
- ・定住者（※）

（※）将来日本に永住する意思確認のための『誓約書』の提出が必要です。
所定の様式がありますので、当会までご連絡ください。

個人番号（マイナンバー）が表示されているものは、受付できません。

複数枚綴りの住民票は、全ての提出が必要です。
解かれて一部のみが提出されている場合は、受付できません。

当会に提出する日から3ヶ月以内に発行された原本が必要です。

④ 生徒本人名義の通帳のコピー

生徒本人名義の通帳のコピーがのり付けされているか、確認をお願いします。

ゆうちょ銀行（通常貯金）の場合

※ 送金機能がないと振込できません！

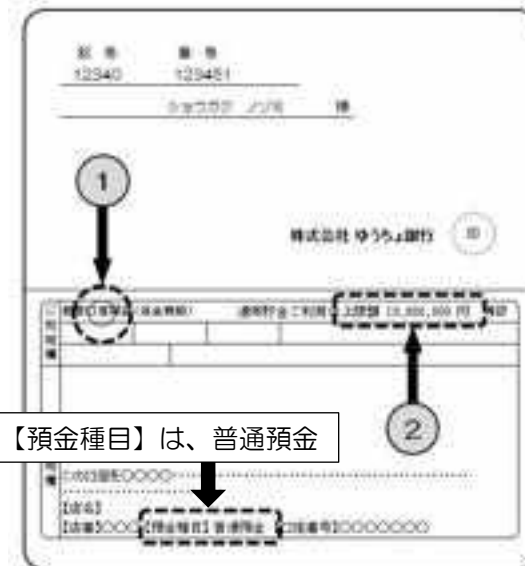
① または ② があれば送金機能があります。

- ① 振替口座開設に「○」印がある
- ② 上限額に金額の印字がある



どちらもない場合や、通帳がなく送金機能があるか確認出来ない場合は、ゆうちょ銀行に問い合わせが必要です！

<このページをコピー>



④ 生徒本人名義の通帳のコピー

その他の銀行の場合

△下記銀行以外は不可

- ・三菱UFJ銀行
- ・三井住友銀行
- ・りそな銀行
- ・関西みらい銀行
- ・池田泉州銀行

普通預金
(総合口座)

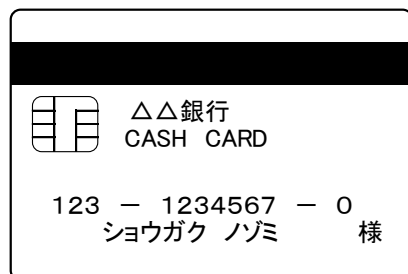
の

- ・口座名義人
- ・支店名
- ・支店番号
- ・口座番号

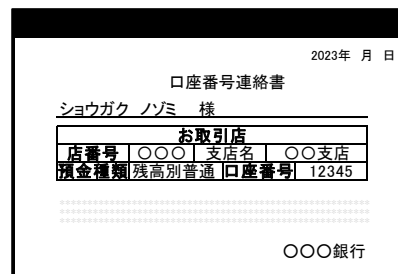
が記載されているページ（通帳表紙の次のページ）
のコピーを提出

通帳がないタイプの口座の場合、「キャッシュカードのコピー」やインターネットバンキング
ログイン後に各銀行が用意している「通帳表紙イメージ」や「口座番号連絡書」などを
プリントアウトしたもので結構です。

キャッシュカードの場合



電子通帳 画面コピーの場合



⑤ その他の書類（「ひとり親家庭医療証」のコピーや事情書など）

ひとり親家庭確認用の『医療証』のコピーや特別な事情がある場合の『事情書』、『関係書類』などがのり付けされているか確認をお願いします。

なお、申込みのしおり27～30ページによくある質問や特別な事情がある場合の必要書類の例を『Q&A一覧』に記載しておりますので、参考にしてください。

ご不明な点があれば、育英会までご連絡ください。

・ひとり親家庭医療証

・Q&A一覧

⑥ 奨学資金借用証書（連帯保証人の印鑑登録証明書添付）

申込みのしおり13～14ページの「奨学資金借用証書の記入例」を参照のうえ、点検をお願いします。

- ・各自で 署名・捺印されているか。
- ・金額等が正しく記入されているか。（※記入例は次ページ以降を参照してください。）
- ・連帯保証人の印鑑登録証明書が貼付されているか。（提出日から3ヶ月以内発行の原本）

The image displays two versions of the '奨学資金借用証書' (Scholarship Loan Certificate). The left version is a blank template, and the right version is a filled-out example. Both forms include a table for recording loan details, instructions, and a section for the guarantor's seal registration certificate.

Left Form (Blank Template):

- Header:** 奨学資金借用証書
- Table:** A table with columns for '学年' (Year), '借入額' (Loan Amount), '返済額' (Repayment Amount), '残高' (Balance), '返済回数' (Number of Repayments), and '返済日' (Repayment Date).
- Instructions:** 1. 借入額・返済額・残高は、必ず数字で記入してください。2. 返済回数は、返済回数を記入してください。3. 返済日は、返済日を記入してください。
- Guarantor Section:** 連帯保証人の印鑑登録証明書（提出日から3ヶ月以内発行の原本）

Right Form (Filled-out Example):

- Header:** 奨学資金借用証書
- Table:** A table with columns for '学年' (Year), '借入額' (Loan Amount), '返済額' (Repayment Amount), '残高' (Balance), '返済回数' (Number of Repayments), and '返済日' (Repayment Date).
- Instructions:** 1. 借入額・返済額・残高は、必ず数字で記入してください。2. 返済回数は、返済回数を記入してください。3. 返済日は、返済日を記入してください。
- Guarantor Section:** 連帯保証人の印鑑登録証明書（提出日から3ヶ月以内発行の原本）

⑥ 奨学資金借用証書 【金額等の記入例】

例 1

- ・現在の学年 1年生
- ・最短修業年限 3年
- ・借入希望年数 3年
- ・希望する借入金額 1年：10万円
2年：10万円
3年：10万円

奨学生申込書 B

借入期間		希望する借入金額(年額)											
2025年4月～2028年3月		1年	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
借入年数		2年	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3年	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3年	0月	合計	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

借用金額

百万	十万	万	千	百	十	円
¥	3	0	0	0	0	0

希望する借入金額(年額)の合計が借用金額となります。
借用金額欄にご記入ください。

※ 申込書Bで記入した内容を借用証書に転記いただいております。

奨学資金借用証書

借入期間		希望する借入金額(年額)											
2025年4月～2028年3月		1年	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
借入年数		2年	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3年	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3年	0か月	合計	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

借用金額

百万	十万	万	千	百	十	円
¥	3	0	0	0	0	0

- ・希望する借入金額(年額)の合計が借用金額となります。借用金額欄にご記入ください。
- ・借用金額の記入ミス・訂正は不可。新しい借用証書に書き直してください。

- ・希望する借入金額
- | | |
|----|------|
| 1年 | 30万円 |
| 2年 | 10万円 |
| 3年 | 10万円 |

借 入 期 間		希望する借入金額(年額)														
2025年4月～2028 年 3月		1年	返済 3	元金 0	元金 0	元金 0	元金 0	元金 0	返済割合 4年	返済	元金	元金	元金	元金 0	元金 0	元金 0
借 入 年 数		2年	返済 1	元金 0	元金 0	元金 0	元金 0	元金 0	返済割合 5年	返済	元金	元金	元金	元金 0	元金 0	元金 0
3 年	0 月	3年	返済 1	元金 0	元金 0	元金 0	元金 0	元金 0	合計	返済	元金 5	元金 0	元金 0	元金 0	元金 0	元金 0

希望する借入金額(年額)の
合計が借用金額となります。
借用金額欄にご記入ください。

借入期間		希望する借入金額(年額)																
2025年4月～2028年3月		1年		3	0	0	0	0	0	定時制 高専	4年					0	0	0
借入年数		2年		1	0	0	0	0	0	高専	5年					0	0	0
3年	0か月	3年		1	0	0	0	0	0	合計			5	0	0	0	0	0

- ・希望する借入金額(年額)の合計が借入金額となります。
借入金額欄にご記入ください。
- ・借入金額の記入ミス・訂正は不可。
新しい借入証書に書き直してください。

借入可能年数：3年 → 借入希望年数：2年（3年次不要）

・希望する借入金額

1年	10万円
2年	10万円
3年	0万円

- ・希望する借入金額(年額)の合計が借用金額となります。
借用金額欄にご記入ください。
- ・借用金額の記入ミス・訂正は不可。
新しく借用証書に書き直してください。

⑥ 奨学資金借用証書 <記入上の注意>

※ 借用金額を訂正したものは受付できません。（上段部分の訂正は可能です。）

○ 訂正可

（訂正印がない場合も受付可）

借入期間		希望する借入金額(年額)															
2025年4月～20 年 月		1年					0	0	0	定時制 4年					0	0	0
借入年数		2年					0	0	0	高専 5年					0	0	0
年	か月	3年					0	0	0	合 計					0	0	0

借用金額

						0	0	0
--	--	--	--	--	--	---	---	---

・希望する借入金額(年額)の合計が借用金額となります。
借用金額欄にご記入ください。
・借用金額の記入ミス・訂正は不可。
新しい借用証書に書き直してください。

× 訂正不可！

（新しい借用証書に書き直させてください。）

■ 記入事項を訂正する場合

氏名	ショウガク ノゾミ	姓	奨学
希望	希望	生年月日	
借用人 （奨学生本人）	西園寺の方は、本名を記入してください。	通 籍 地	
住所	〒534-0026 大阪市都島区綱島町6-20	通 信 地	
	大阪市中央区南船場2-2-20		

二重線を引いて、線の上にハンコを押させてください。

△ 訂正に使用するハンコ

- ・借用人欄の訂正 → 借用人欄のハンコ
- ・連帯保証人欄の訂正 → 連帯保証人の実印
- ・親権者父欄の訂正 → 親権者父欄のハンコ
- ・親権者母欄の訂正 → 親権者母欄のハンコ

■ ハンコの押し直し

氏名	ショウガク タロウ	姓	奨学
太郎	太郎	生年月日	
借用人 （奨学生本人）	西園寺の方は、本名を記入してください。	通 籍 地	
住所	〒534-0026 大阪市都島区綱島町6-20	通 信 地	
連帯保証人		借用人との関係	父

印影が重ならないように、押し直しさせてください。

事務手続

4. 書類の提出

生徒から提出された書類を『令和 年度大阪府育英会奨学生推薦者一覧表』とともに育英会に提出してください。



※ 提出期限：令和7年5月20日（火）

『奨学生推薦者一覧表』は、当会ホームページからダウンロード可能です。（エクセル形式）
パソコンで作成されるなどの場合にご利用ください。

提出書類に不備がある場合や提出書類の不足がある場合などの際は、
補正等の依頼連絡をさせていただきます。
お忙しい中、お手数をおかけしますが、ご協力のほどお願い申し上げます。

高校間転学にかかる募集とは

大阪府内の高校生に、ニーズに応じた教育環境で学習する機会を提供する観点から設けられた、大阪府内における公立・私立高等学校間の転学の機会を利用して転学する経済的に困難な生徒に対し、奨学金の貸付を行い修学を支援する制度です。

秋季入学にかかる募集とは

秋季入学を実施する高校等に入学する経済的に困難な生徒に対し、奨学金の貸付を行い修学を支援する制度です。

- ・各募集時期にご案内させていただきます。

緊急募集とは

保護者の収入の変動や家庭・就学環境の変化などの事由で修学が困難になった場合等、随時に奨学生を採用し、奨学金の貸付を行い修学を支援する制度です。
募集期間は、在学募集受付終了後の6月から翌年2月までとなります。

- ・生徒・保護者から問い合わせがありましたら、育英会へご連絡ください。

1. 異動の手続きについて

奨学生に次の事由が生じたときは、該当する「届」または「願」を提出してください。

※ 詳細については、育英会の『奨学金貸付事務の手引き』をご覧ください。

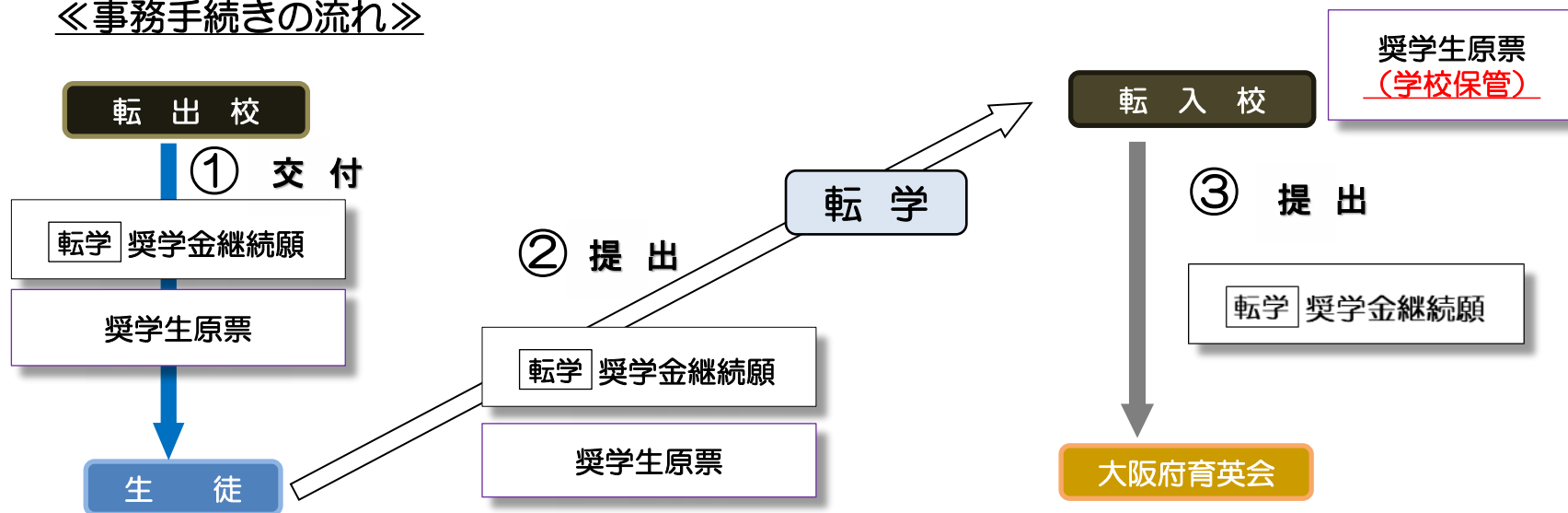
各種「届」・「願」の様式は、『奨学金貸付事務の手引き』の巻末に綴じておりますので、コピーしてご利用ください。また、育英会のホームページからダウンロード可能です。

	事 由	様 式
異動関係	休止・辞退・停止・留年・休学・退学・死亡・廃止	第 9 号
	留学	第 7 号
	復活・復学	第 8 号
	転学	第 11 号
	課程変更	第 12 号
	留年継続	第 14 号
変更関係	奨学金の振込口座変更	第 5 号
	奨学生・連帯保証人の氏名・住所変更	第 6 号
	連帯保証人の変更	第 13 号
	奨学金の貸付年額の変更	第 22 号
	借入金額の変更	第 23 号

転学

奨学生が高等学校等に転学し、継続して奨学金の貸付を希望するときは、転学後3ヶ月以内に『**転学** 奨学金継続願』を提出してください。

《事務手続きの流れ》



■ 転出校の手続き

- ① 奨学生に『**転学** 奨学金継続願』と学校で保管いただいている『奨学生原票』を渡してください。

■ 生徒の手続き

- ② 『**転学** 奨学金継続願』に所定事項を記入し、『奨学生原票』とともに転入校へ提出してください。

■ 転入校の手続き

- ③ 提出されてきた『**転学** 奨学金継続願』の転入校記入欄に所定事項を記入し、育英会に提出してください。（『奨学生原票』は学校で保管してください。）

2. 資格確認事務について

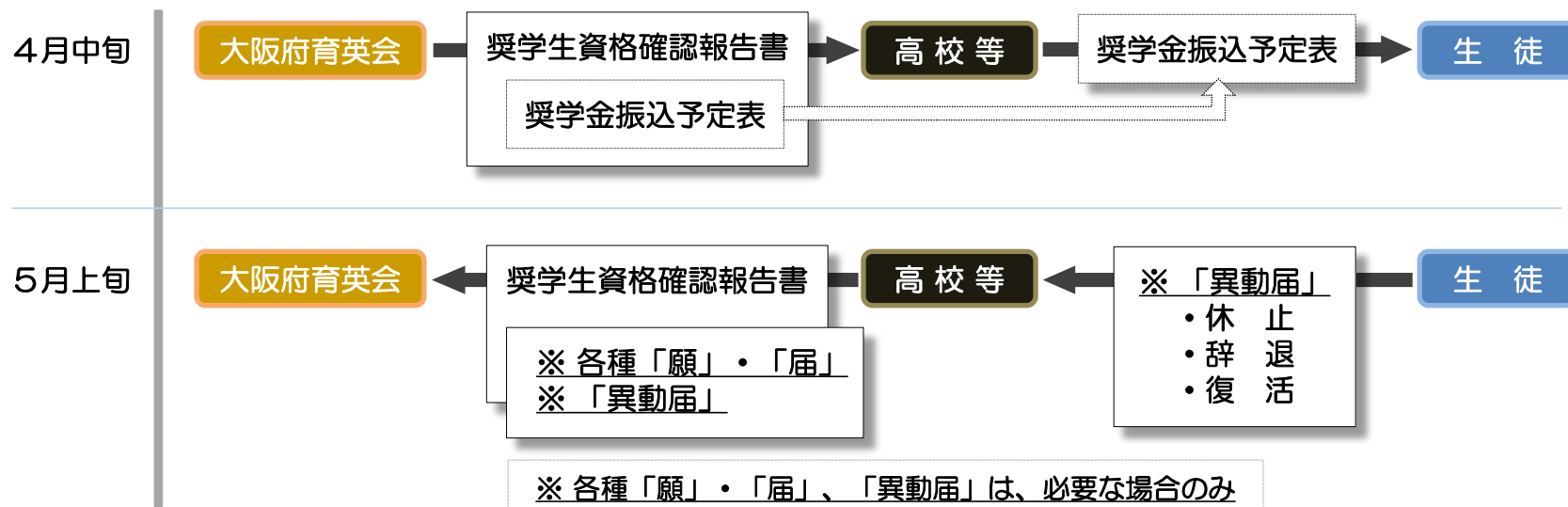
資格確認とは

適切な奨学金貸付を実施するため、学年進級時の毎年4月に奨学生としての資格があるかを確認しております。

併せて、すでに貸付けた奨学金総額や当該年度の貸付予定額を奨学生（生徒）及び保護者（連帯保証人）に通知します。

《資格確認の主な流れ》

資格確認のうえ、報告書を期限（例年5月上旬）までに育英会へ提出してください。



事務手続

『奨学生資格確認報告書』と併せて送付する「資格確認の要領」に基づき事務手続きをお願いします。

※ 次ページに『奨学生資格確認報告書』の見本を掲載しています。

1. 資格確認の実施

『奨学生資格確認報告書』に記載されている奨学生が在籍しているか、進級しているか、氏名の変更がないか等を確認し、現在の状況を報告書に記載してください。
異動や変更がある場合は、該当する「願」または「届」の提出をお願いします。

2. 『奨学金振込予定表』の交付

『奨学金振込予定表』を奨学生に交付してください。
交付後、奨学生から貸付の休止、辞退、復活の申し出があった場合は、該当する「願」または「届」を提出してください。

3. 『奨学生資格確認報告書』の提出

確認完了後、学校印を押印して、該当する「願」または「届」とともに提出期限までに提出してください。
提出期限は、例年5月上旬で設定させていただいております。

 公益財団法人
大阪府育英会

3. 貸付年額決定にかかる事務について

貸付年額決定とは

貸付限度額は、4月から6月までの期間を前半、7月から翌年3月までの期間を後半としてそれぞれの期間に対応する貸付限度額を合算して決定します。

前半の貸付限度額は保護者の前々年の所得状況に基づいて算出し、後半の貸付限度額は前年の所得状況に基づいて算出します。

貸 付 限 度 額											
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月
前々年の所得状況を 基に算定			前年の所得状況を 基に算定								

事 務 手 続

後半（7月～翌年3月）の貸付限度額算出にあたり、保護者の前年の所得状況の確認が必要となります。（詳細は、『奨学金貸付事務の手引き』をご覧ください。）

● 公立高校等：収入状況届出事務 ＜6月下旬＞

● 国立・私立高校等：就学支援金又は授業料支援補助金申請状況報告事務 ＜9月上旬＞

事務手続きについては、依頼時に説明させていただきます。

1. 卒業するとき

事務手続

返還用口座登録のための『奨学金返還口座申込書』を奨学生から回収し、点検のうえ育英会に提出してください。

1. 11月初旬に「奨学金貸付終了予定者名簿」とともに以下の書類を送付しますので、奨学生に交付してください。

① 貸付額通知書

A form titled "貸付額通知書" (Loan Amount Notification Sheet) from the Osaka Prefecture Yei Ei Kai. It contains fields for student information and a table for loan details. The table has columns for "学年" (School Year), "貸付額" (Loan Amount), and "返済額" (Repayment Amount). The bottom section includes a signature line for the student and a stamp area for the school.

② 奨学金返還口座申込書

A form titled "奨学金返還口座申込書" (Scholarship Repayment Account Application Form). It includes fields for student information, a section for selecting a repayment account (with checkboxes for "口座指定" and "口座未指定"), and a section for providing bank details. The bottom section includes a signature line for the student and a stamp area for the school.

③ 奨学金返還のしおり

A leaflet titled "奨学金返還のしおり" (Scholarship Repayment Leaflet) from the Osaka Prefecture Yei Ei Kai. It provides information about the repayment process, including a table of repayment amounts and a QR code for more information. The bottom section includes a signature line for the student and a stamp area for the school.

- ②『奨学金返還口座申込書』を回収し、点検をお願いします。（1枚目は奨学生控です。）
- ②『奨学金返還口座申込書』を「奨学金貸付終了予定者名簿」とともに12月初旬に育英会に提出してください。

奨学生本人が記入

フリガナ
口座名義人
(書名)
口座名義人をボールペンで強く記入してください。

預貯金口座の届出印を3枚とも押印

金融機関お届出印
必ず鮮明に押印してください。

※届出印が不明等のため、異なったハンコを複数押してある場合は、そのまま受付していただいて結構です。

奨学生本人が記入

氏名
住所
電話番号
(自宅)
(携帯)

2. 卒業以外るとき

事務手続

辞退、退学、死亡、廃止の事由に該当したときは、「奨学生異動届」と「奨学生原票」の写しを育英会に提出してください。
(様式第9号)

その後は、以下の手順で事務手続きをお願いします。

1. 「奨学生異動届」受理後、以下の書類を送付しますので、奨学生に交付してください。
 - ① 貸付額通知書
 - ② 奨学金返還口座申込書
 - ③ 奨学金返還のしおり
2. 2週間以内を目途に『奨学金返還口座申込書』を回収し点検のうえ、育英会に提出してください。(1枚目は奨学生控です。)

～ 2017年度以前に採用された奨学生についての手続き ～

2018年度以降に採用された奨学生から、入学時に奨学資金借用証書を徴求することとしておりますが、それ以前は卒業前に徴求することとしていたため、2017年以前の奨学生の場合は、
『奨学金返還口座申込書』と併せて『奨学金借用証書』の提出が必要となります。
この場合は、交付する『奨学金借用証書』に貸付明細等を印字しますので、『貸付額通知書』は交付しません。

1. 大阪府育英会 U S J 奨学金

U S J 奨学金とは

合同会社ユー・エス・ジェイからの寄附金を活用し、しっかりとした将来への夢を持ち、その実現に向けて非常に強い向学心がありながら経済的に厳しい学習環境にある高校生を支援し、大阪・日本の未来を担う人材の育成を図ることを目的としたものです。

給付額

1人 最高100万円（返済不要）

給付人数

15名（予定） ※寄附金額により変更する場合あり

申込資格

- ・しっかりとした将来への夢を持ち、その実現のため大学等への進学を希望する生徒
- ・ボランティア活動や生徒会活動、クラブ活動等に積極的に参加している生徒
- ・府内の高校等に在学する2年生で、1年次の成績の評定平均値が4.3以上
- ・保護者が大阪府内に住所を有し、保護者について以下の【算式】により算出された所得判定額（保護者合算）が51,300円未満（※年収めやす350万円未満）であること

【算式】市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額 = 所得判定額

※年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

募集期間

5月下旬 ～ 6月下旬

2. 大阪府育英会夢みらい奨学金

夢みらい奨学金とは

府民からの寄附金を活用し、経済的に厳しい学習環境にあっても、将来の夢を見据え、自らの得意分野を生かして努力している高校生を支援し、大阪・日本の未来を担う人材の育成を図ることを目的としたものです。

給付額

1人 最高50万円（返済不要）

給付人数

120名（予定） ※寄附金額により変更する場合あり

申込資格

- ・自らの得意分野を生かして努力し、夢の実現のため、大学等への進学を希望する生徒
- ・生徒会活動、クラブ活動、ボランティア活動等学校・地域活動等に参加し、その行動及び努力が顕著な生徒
- ・府内の高校等に在学する3年生（最終年次）で、前年度の成績の評定平均値が3.8以上
- ・保護者が大阪府内に住所を有し、保護者について以下の【算式】により算出された所得判定額（保護者合算）が51,300円未満（※年収めやす350万円未満）であること

【算式】市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額 = 所得判定額

※年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

募集期間

5月下旬 ～ 6月下旬

3. 大阪府育英会特別奨励金

特別奨励金とは

児童福祉法に基づく里親等に養育されている、若しくは児童養護施設等に入所、又は児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）に入居している者で、高等学校等に在学し、大学等に進学する者の就学を支援することを目的としたものです。

給 付 額

上限 10万円 / 人

募 集 期 間

9月下旬 ～ 11月上旬